

地域公共交通計画（案）の策定に向けて

令和4年度第1回防府市地域公共交通活性化協議会

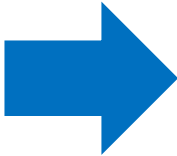
令和4年8月5日

地域公共交通計画

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（令和2年11月改正）（以下「法」という。）に基づき、地方公共団体が作成する「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする地域公共交通マスタープラン。

地域公共交通計画と従来の計画の主な違い

地域公共交通計画は、地域公共交通網形成計画（以下、網形成計画という）を基本とします。各項目をそれぞれ拡充させ、新たな計画とすることで、地域交通に関する各種の取組を更に促進していくことを目的としています。

網形成計画 (平成26年[2014年]~)	拡充	地域公共交通計画 (令和2年[2020年]~)
計画の策定が可能		計画の策定が努力義務 (詳細 P 2)
公共交通ネットワーク確保		地域の輸送資源の総動員 (詳細 P 3)
計画終了時に計画達成状況を評価		定量的な目標を毎年評価 (詳細 P 4)

計画のポイント

① 計画策定の努力義務化

地方公共団体による策定を法的に努力義務化。

基本的に全ての地方公共団体が計画の作成や実施に取り組みます。

網形成計画

地方公共団体の作成が可能



地域公共交通計画

地方公共団体の作成が
努力義務化

②地域の輸送資源の総動員

従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源（自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等）も計画に位置付けます。

網形成計画

まちづくりと連携した
地域公共交通ネット
ワークの形成促進



地域公共交通計画

まちづくりと連携した
地域公共交通ネット
ワークの形成促進



地域における
輸送資源の
総動員

地域旅客運送サービス

公共交通機関



鉄軌道



路線バス



旅客船



コミュニティバス



デマンド交通



乗用タクシー



自家用有償旅客運送



福祉輸送、スクールバス、病院・商業施設等の送迎サービスなど

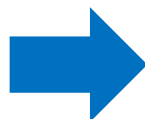


③ 定量的な目標を毎年評価（データに基づくPDCA強化）

利用者数、収支、行政負担額などの定量的な目標の設定、毎年度の評価等（データに基づくPDCAを強化）。

網形成計画

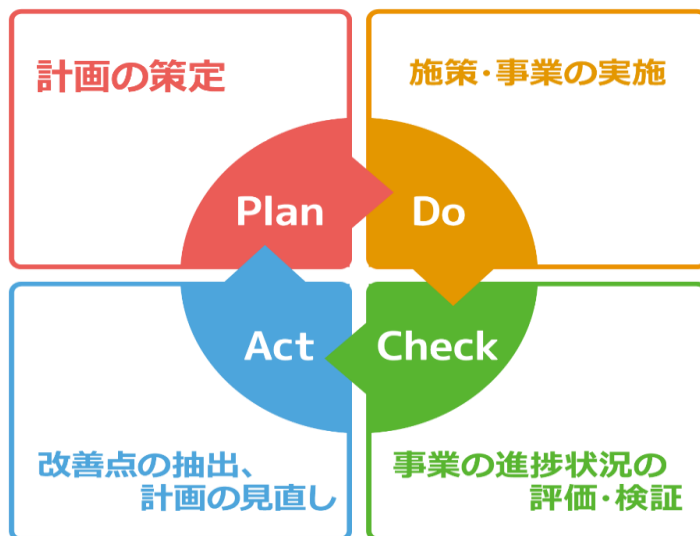
- ・ 可能な限り具体的な数値指標を明示
- ・ 原則として計画期間の終了時・計画の見直し時に達成状況を評価



地域公共交通計画

- ・ 定量的な目標の設定や毎年度の評価などの仕組みを制度化
- ・ 定量的なデータに基づくPDCAの取組を強化

PDCAサイクルイメージ



防府市では、これまで法に沿い、以下の計画を策定してきました。

- ・ 防府市生活交通活性化計画 (平成21年)
- ・ 第二次防府市生活交通活性化計画 (平成26年)
- ・ 防府市地域公共交通網形成計画 (平成30年)

↑ 現行計画

※計画期間終了までは網形成計画が地域公共交通計画としてみなされます。

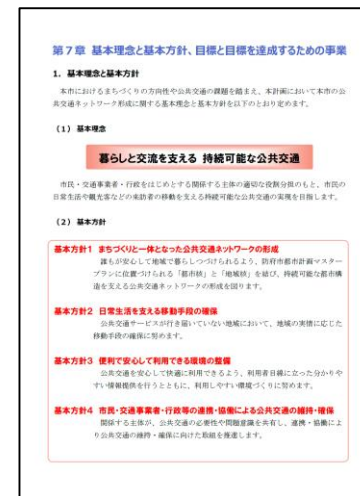
新計画策定の必要性

現行計画が令和5年度をもって計画期間終了を迎えるため、現行計画の最終評価・検証を行い、法の改正に対応する形で、現在の網形成計画を刷新し、「**防府市地域公共交通計画**（以下「新計画」という。）」を現行計画の新たな計画として、策定します。

新計画は、法第6条で定める協議会である「**防府市地域公共交通活性化協議会**」で協議し、**防府市が策定**します。

【防府市地域公共交通網形成計画】

- ・対象期間：平成30年度～平成35年度（令和5年度）
- ・対象圏域：防府市全域
- ・基本理念：暮らしと交流を支える 持続可能な公共交通



地域公共交通計画の法定の記載事項

〔記載事項〕（法§5②）

- ① 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
- ② 計画の区域
- ③ 計画の目標
※目標設定に当たり、地域旅客運送サービスについての利用者の数、収支、地域旅客運送サービスの費用に対する国及び地方公共団体の負担に関する金額、その他必要と認める事項について定量的な目標を設定するよう努めるものとする（法§5④、施行規則10の2）
- ④ ③の目標を達成するために行う事業・実施主体
（※本事項において、地域公共交通特定事業に関する事項も記載可能（法§5⑤））
- ⑤ 計画の達成状況の評価に関する事項
- ⑥ 計画期間
- ⑦ その他計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

〔記載に努める事項〕（法§5③）

- ① 計画に定められた目標を達成するために行う事業に必要な資金の確保に関する事項
- ② 都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携に関する事項
- ③ 観光の振興に関する施策との連携に関する事項
- ④ ①～③のほか、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に際し配慮すべき事項

新計画の内容

新計画は、法に基づく記載事項を踏まえ、計画を以下の内容で整理する予定です。

計画の記載事項の概要と本市における記載方針（案）

記載事項	本市における記載方針
①基本的な方針	地域公共交通の現状・問題点、課題の整理を踏まえ、計画が目指すべき将来像と其中で公共交通が目指すべき役割を明確化し、取組の方向性を定めます。
②計画の区域	防府市全域を基本とし、現況分析及び現況整理の結果を踏まえて計画の区域を決定します。
③計画の目標	現況分析及び現況整理の結果を踏まえ、課題を整理し、課題解決及び①基本的な方針の実現のため、計画期間中に達成すべきことをまちづくり全般に係る目標及び地域旅客運送サービスに係る目標の視点から設定します。
④実施事業	①基本的な方針に沿った目標設定を行い、その達成のために実施する施策・事業を検討します。
⑤実施主体	④実施事業を実施する主体を明確にし、連携を図ります。
⑥計画の達成状況の評価	③計画の目標及び④実施事業の達成状況を社会情勢を踏まえて評価します。目標値について、実効性の高い指標を検討します。また、達成状況の評価方法・P D C Aの実施方法について整理します。
⑦計画期間	令和6年度から令和10年度までの5年間とします。
⑧その他	その他必要な事項があれば記載します。

令和4年度

(1) 防府市の概況及び公共交通の現状整理

- ①概況整理
- ②公共交通の現状整理
- ③関連計画等の整理

(2) 公共交通に対するニーズの把握及び検証

- ①公共交通利用状況の整理・分析
- ②アンケート調査の企画・実施・分析
- ③ヒアリング調査の企画・実施・分析

(3) 公共交通の役割と課題の抽出

令和5年度

(4) 地域公共交通計画（案）のとりまとめ

- ①基本的な方針、目標等の検討
- ②目標達成のための施策・事業の検討
- ③目標の達成状況の評価に関する検討

(5) 地域公共交通計画（案）の策定

(6) 地域公共交通計画の策定・公表

① 概況の整理

現行計画で整理した事項を中心に、各種統計データ等を用いて、以下の項目を整理し、情報を更新します。

人口分布や施設配置等に関する情報はGIS（地理情報システム）を用いて整理します。

- 1 地勢、土地利用、人口、産業等の基礎データ
- 2 公共施設、商業施設、医療機関等の移動目的地の分布
- 3 日常生活圏の形成状況
- 4 公共交通の基礎データ
- 5 移動手段確保に係る施策の動向

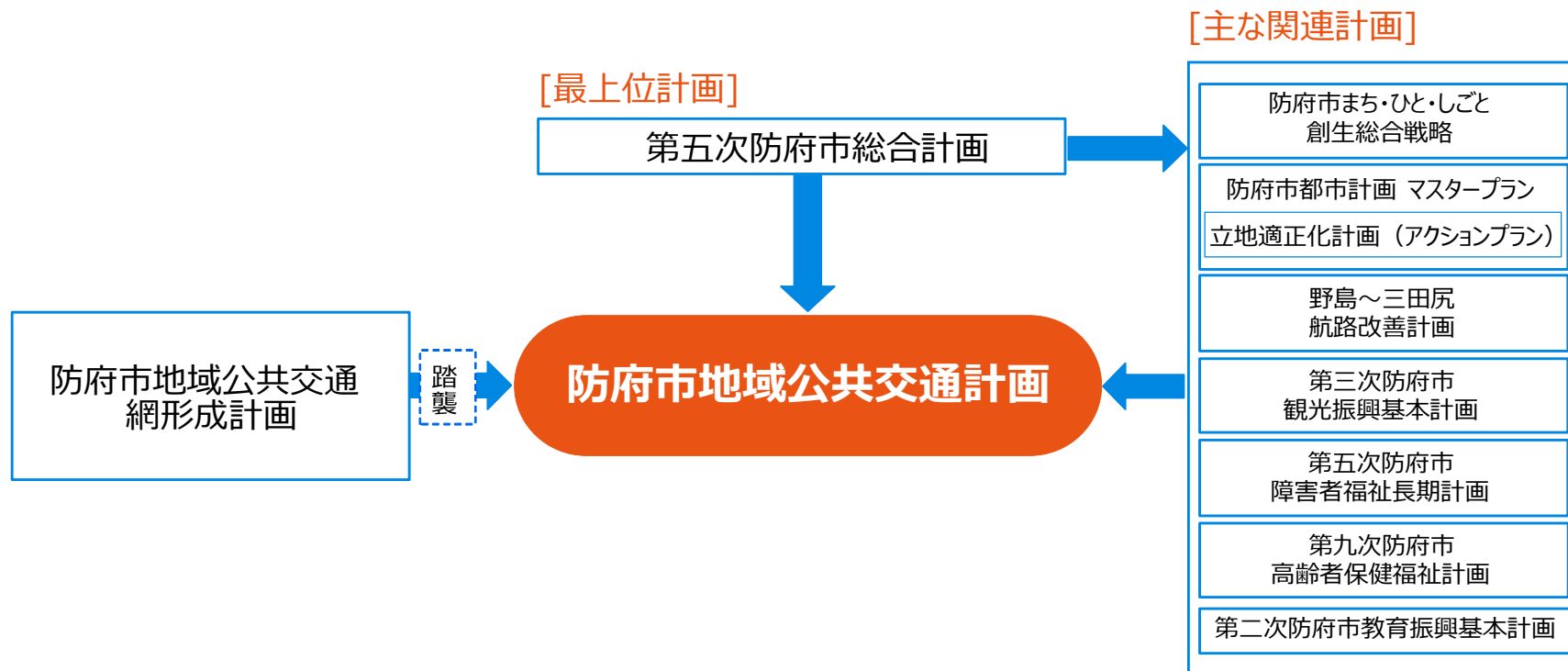
② 公共交通の現状整理

現行計画で整理した鉄道、路線バス、タクシー等の公共交通網情報や公共交通の人口カバー率を更新します。

(1) 防府市の概況及び公共交通の現状整理

③ 関連計画等の整理

新計画は、法定計画であり、市の最上位計画である「第五次防府市総合計画（令和3年3月策定）」に即し、「防府市地域公共交通網形成計画（平成30年3月策定）」を踏襲するとともに、関連計画との整合を図るものとしします。



① 公共交通利用状況の整理・分析

路線バスに関しては、乗降調査データの提供により表やグラフで整理し、分析します。デマンド交通については、利用登録や利用実績に関するデータを整理し、利用実態等を把握します。

② アンケート調査の企画・実施・分析

市民の移動実態や改善ニーズ等の把握をします。

現行計画からの移動需要の変化や目標達成状況を検証します。

コロナ禍前と現在の公共交通の利用動向調査等を行います。

市民アンケート調査

満18歳以上の市民から無作為に抽出した2,000人を対象にアンケート調査を実施します。

調査の目的	①日常生活における移動実態、移動手段、公共交通の利用実態や改善ニーズの把握 ②新型コロナウイルスの感染拡大や施設立地の変化による移動ニーズ変化の把握
質問の要旨	①日常生活における移動実態、移動手段 ②公共交通の利便性に対する満足度（評価指標） ③公共交通の利用割合の把握（評価指標） ④コロナ前と現在の移動・外出の変化（交通手段や目的） ⑤公共交通の利用に関するコロナの影響
実施方法	市内2,000人へ郵送配布（各地域に偏りなく配布） 郵送にて回収

民生委員アンケート調査

市内の民生委員に公共交通に関するアンケート調査を実施します。

調査の目的	①市民アンケートでは把握できない移動制約者等の実態の把握 ②新型コロナウイルスの感染拡大による行動変容の把握
質問の要旨	①公共交通を利用する必要がある人の人数 ②移動に関する相談件数 ③コロナ前と現在の移動に関する相談内容の変化 ④コロナの影響による公共交通の利用変化
実施方法	市内の民生委員に調査票を配布

高校生アンケート調査

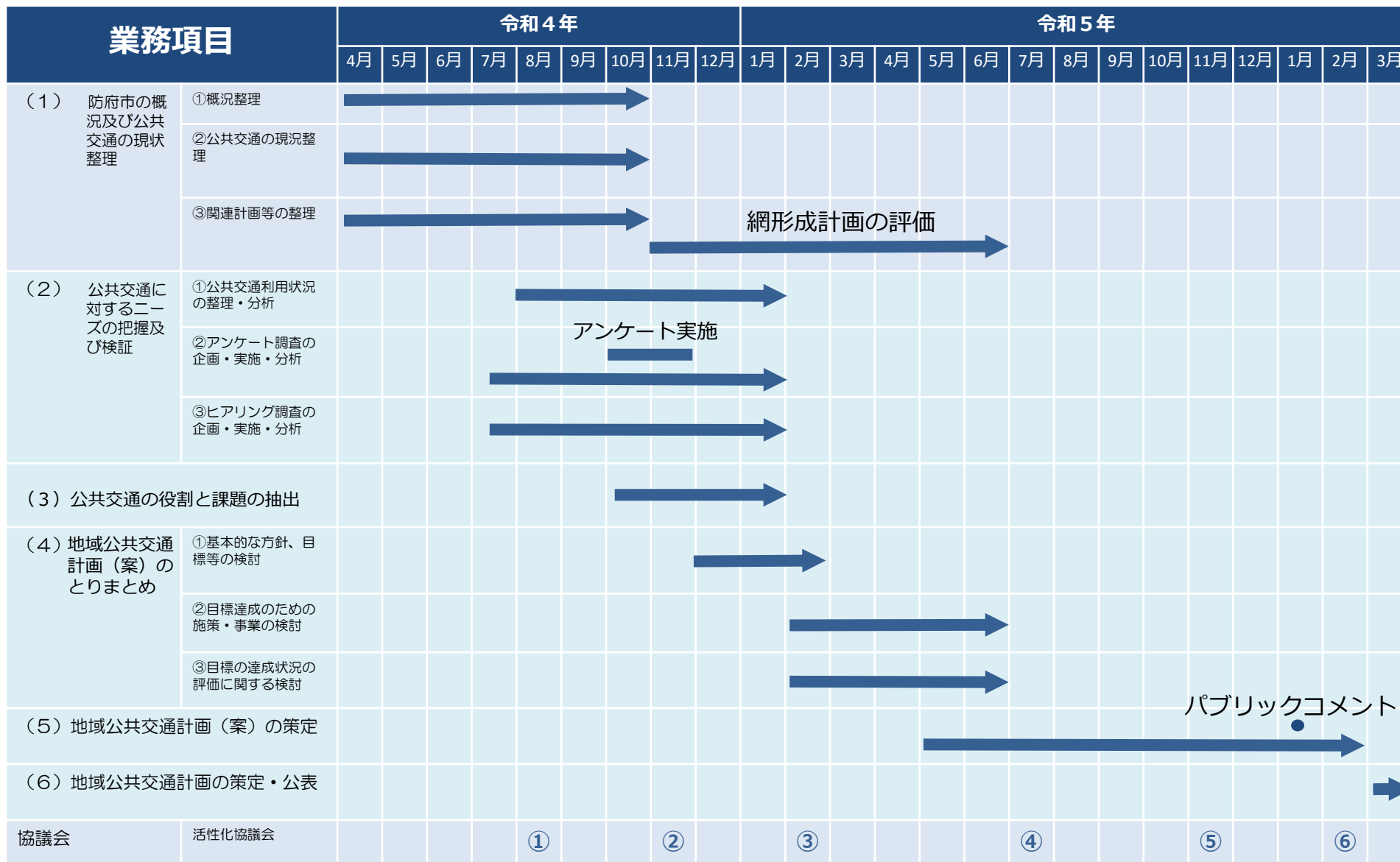
市内の高校2年生を対象にWEB形式で公共交通に関する意識調査を実施します。

調査の目的	通学手段、マイカー送迎等の実態、公共交通サービス改善による利用の可能性の把握
質問の要旨	①通学手段 ②新型コロナウイルスの感染拡大による公共交通の利用動向 ③公共交通（バス、タクシー）に対する要望 ④将来の公共交通を使う可能性
実施方法	市内の高校に通う学生を対象。 Webアンケートのアドレスを掲載したQRコードを配布し、回答。 ※紙媒体より高校の協力が期待でき、親和性が高い。

事業者ヒアリング

公共交通事業者へヒアリングを行い、移動に関する課題やニーズを把握します。

調査の目的	移動に関する課題やニーズ、現計画の評価、新型コロナウイルスの影響等の把握	
ヒアリング先	事業者	J R 西日本 防長交通(株) 中国ジェイアールバス(株) 山口県タクシー協会 野島海運



第1回（本日）	<ul style="list-style-type: none">・防府市地域公共交通活性化協議会設置要綱の一部改正・地域公共交通計画（案）の策定について・アンケート調査の企画・実施・ヒアリング調査の企画・実施・策定スケジュール
第2回（11月予定）	<ul style="list-style-type: none">・防府市の概況及び公共交通の現状整理・関連計画等の整理
第3回（2月予定）	<ul style="list-style-type: none">・公共交通の利用状況の整理・分析・アンケート調査結果報告・ヒアリング調査結果報告・公共交通の役割と課題
第4回（令和5年7月予定）	<ul style="list-style-type: none">・網形成計画の評価・地域公共交通計画（素案）・基本的な方針、目標・目標達成のための施策・目標の達成状況の評価
第5回（11月予定）	<ul style="list-style-type: none">・地域公共交通計画案
第6回（2月予定）	<ul style="list-style-type: none">・パブリックコメントの結果報告・地域公共交通計画の確認、策定